



福岡県医発第 1895 号（地）

平成 24 年 11 月 2 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

労働時間の適正化に関する要請について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。毎度格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記の件について厚生労働省労働基準局長より通達が発出された旨、別添のとおり日本医師会より連絡がありました。

近年においても、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの依然として高い水準で推移しており、また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が増加に転じるなど、過重労働による健康被害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たない状況があり、これらの問題の解消に向けては、使用者の適正な労働時間の把握や適切な措置、また、労使一体となった取り組みが望まれます。

国においては、これらの問題の対策として、本年度においても長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るために、11 月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、労使を始めとする関係者に対して、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

日医発第751号（地Ⅱ153）
平成 24年 10月 29日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義 武

労働時間の適正化に関する要請について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、労働時間の適正化に関する要請について、別紙のとおり厚生労働省労働基準局長より、本職宛に周知、協力方の依頼がありました。

近年においても、長時間労働、過重労働による健康障害、割増賃金の不払いに係る労働基準法違反も依然として後を絶たない状況があり、これらの問題の解消に向けては、使用者の適正な労働時間の把握や適切な措置、また、労使一体となった取り組みが望まれます。

国においては、本年度においても長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るために、11月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、労使を始めとする関係者に対して、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会会員等に対する周知方につきまして貴職のご高配をお願い申し上げます。



基 発 1019 第 1 号
平成 24 年 10 月 19 日

経営者団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長



労働時間の適正化に関する要請について

日頃から労働基準行政に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年においても、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの依然として高い水準で推移しており、また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が増加に転じるなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題の解消に向けては、使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な措置等を講じることが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組を行うことが望まれます。

そこで、本年度においても長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため、11 月に「労働時間適正化キャンペーン」を実施し、労使を始めとする関係者に対して、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、各企業等において労働時間の適正化に向けて、下記に重点を置いた取組が推進されますよう、傘下企業等への一層の周知等に御協力をお願いします。

なお、企業等への周知に当たっては、周知用に作成したリーフレット等も御活用ください。

記

- 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- 労働時間の適正な把握の徹底

みなおします。 わたしの仕事、わたしの時間。

あなたは一日の中でどのくらい仕事をしていますか？
ほとんどの日は仕事で終わっていませんか？
健康なからだ、適切な労働時間、健全な労働環境。
この機会に一度、みなおしてみませんか？



11月
は

労使がともに協力し労働時間の短縮を～過重労働、賃金不払残業をなくしましょう～

「労働時間適正化キャンペーン」期間です。

職場の労働時間に関する情報を受け付けています。11月1日(木)～11月30日(金)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は 「労働時間適正化キャンペーン」 期間です。



現状の 課題

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数が増加に転じるなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。



長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

労働基準法第37条に違反する、賃金不払残業は、あってはならないものです。



問題の 解消

これらの問題の解消のためには、労働時間を適正に把握し、時間外労働に対する適切な対処が必要です。^{※1}

過重労働による健康障害を防止するために ^{※2}

①時間外・休日労働時間の削減

- ◇ 時間外労働協定は、限度基準^{※3}に適合したものとすることが必要です。
- ◇ 月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- ◇ 休日労働についても削減に努めましょう。

②労働者の健康管理に係る措置の徹底

- ◇ 健康管理体制を整備し、健康診断を実施しましょう。
- ◇ 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために ^{※4}

- ① 労働時間適正把握基準^{※1}を遵守しましょう。
- ② 職場風土を改革しましょう。
- ③ 適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ④ 労働時間を適正に把握するための責任体制の明確化とチェック体制を整備しましょう。



※1 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」(平成13年4月、厚生労働省)

※2 「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※3 「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4 「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)